

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院との経営統合に伴い、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

(1) 岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例の一部改正(第 1 条関係)

令和 8 年 4 月 1 日の前日において、北海道中央労災病院の職員であった者に対する令和 8 年 4 月 1 日の年次有給休暇の付与日数については、令和 7 年 4 月 1 日に北海道中央労災病院の職員として与えられた年次有給休暇の残日数に 20 日を加算した日数とする。

(2) 岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正 (第 2 条関係)

第 2 条第 2 項の表中「診療科目」を次のように改める。

改正前	改正後
内科、消化器内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、泌尿器科、精神神経科、麻酔科、放射線科、脳神経外科、形成外科	内科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓内科、消化器内科、小児科、外科、透析外科、血管外科、乳腺外科、整形外科、産婦人科、耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科、泌尿器科、精神神経科、麻酔科、放射線科、脳神経外科、リハビリテーション科、歯科口腔外科

第 2 条第 2 項の表中「病床数」を次のように改める。

改正前	改正後
一般病床 355 床	一般病床 331 床
精神病床 115 床	精神病床 70 床
感染症病床 4 床	感染症病床 4 床

合計 474床	合計 405床
---------	---------

第3 施行期日等

令和8年4月1日から施行する。ただし、改正後の岩見沢市病院事業の設置等に関する条例第2条第2項の表中「病床数」の規定は、規則で定める日から施行する。

岩見沢市条例第 3 号

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例及び岩見沢市
病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例の一部改正)

第 1 条 岩見沢市分限、懲戒及び勤務条件に関する条例（昭和 2 6 年条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の経営統合に伴う経過措置)

1 0 令和 8 年 4 月 1 日の前日において、北海道中央労災病院の職員であった者で、この条例の適用を受けることとなった者に対する第 1 9 条第 1 項の令和 8 年 4 月 1 日の日数については、令和 7 年 4 月 1 日に北海道中央労災病院の職員として与えられた年次有給休暇の残日数に 2 0 日を加算した日数とする。

(岩見沢市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 岩見沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中「内科、消化器内科」を「内科、呼吸器内科、循環器内科、腎臓内科、消化器内科」に、「外科、整形外科」を「外科、透析外科、血管外科、乳腺外科、整形外科」に、「形成外科」を「リハビリテーション科、歯科口腔外科」に、「3 5 5 床」を「3 3 1 床」に、「1 1 5 床」を「7 0 床」に、「4 7 4 床」を「4 0 5 床」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条中岩見沢市病院事業の設置等に関する条例第 2 条第 2 項の表中病床数の欄の改正規定は、規則で定める日から施行する。